

豊能ゴルフアカデミーのご案内

目的

- ① ゴルフを通じて、心身ともに健全な青少年育成を行う。

⇒挨拶、礼儀、思いやり、協調性

- ② 運動不足解消、外出機会の増加を目指す。

- ③ ゴルフの基本技術の習得

方針

- ① みんな（経験者・未経験者）がマナー・ルールを守りながら楽しむ。

- ② 「基本技術の反復練習」「ゲーム形式によるトレーニング状況の把握」

活動曜日

- ①火曜日 月3回 18：00～19：20の（80分） とします。

※月3回の日程については、前月末までに指導者と調整し案内します。

活動場所

ヴィエントよのスポーツセンター

- ◆開始時間の15分より以前の会場入場は、できません。

会費

月会費： 3,300円（税込み）

補償

- ① スポーツ安全保険のみでの補償となります。【添付資料参照】

その他

- ① 練習会場までの送迎については、安全面に配慮下さい。【学校の駐車台数には限りがあります。】

- ② 持ち物：運動できる服装、靴底が平らな綺麗な靴、飲み物、タオルを持参下さい。

指導者等

- ① 代表者：橋本 謙司 NPO法人ヴィエントよの 理事長

【問い合わせ先】090-1148-1523、info@npo-viento.or.jp

- ② 指導者：

早坂 朝子	U S ・ L P G Aティーチングプロフェッショナル T P I 認定ジュニアコーチ 日本スナッグゴルフ公認指導者資格 指導者B級
橋本 謙司	日本スナッグゴルフ公認指導者資格 指導者B級

豊能ゴルフアカデミー 注意事項

[会員・保護者の皆さまへ]

- ①練習会場の駐車スペースには限りがございますので、乗り合わせ等配慮下さい。

路上駐車等で会場付近の住民に迷惑をかけないこと。（開門の待ち時間も同様）

- ②練習会場での喫煙・飲酒は厳禁です。

- ③会場都合により急遽、練習を中止せざるを得ない場合がございますのでご容赦下さい。

（メールでの連絡とさせていただきます）

- ④練習内容等本会に対するクレーム・苦情等は受け付けませんのでご理解下さい。

（意見や要望は、理事長－橋本までお願いします）

- ⑤会員（選手）に以下の [会員の皆さんへ] をお話下さい。

[会員の皆さんへ]

心がけていただきたいこと

- ① ルールとマナーは必ず守りましょう！

a. 指導者の指示には従って下さい。

→安全上、大怪我につながる可能性があるのでご理解下さい。

→経験者の大人の方は特にご注意願います。

b. ゴルフのルールとマナーを覚えて下さい。

豊能ゴルフアカデミー 規約

第1条 〔名称〕

本会は、総合型地域スポーツクラブ ヴィエントとよの 豊能ゴルフアカデミー（以下、本会）と称します。

ただし、略称として、「豊能ゴルフアカデミー」と称します。

第2条 〔目的〕

本会は、豊能地区（近隣市町村含む）においてゴルフというスポーツを通し、会員の健全な心身の育成および健康増進を図るとともに地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とします。

第3条 〔会員〕

- （1）小学1年生以上中学3年生以下でゴルフに興味のある青少年であること。
- （2）高校生以上でゴルフに興味のある方であること。
- （3）入会資格を満たし、入会手続きを完了していること。

第4条 〔会員期間〕

会員期間は4月1日より翌年の3月31日までの1年間とします。

第5条 〔入会資格〕

本会の会員となるためには、次の要件を満たすこと。

- （1）本会の目的および規則内容に会員およびその保護者が賛同・理解する者であること。
- （2）スポーツ安全保険に加入すること。
- （3）本会活動中の傷害・事故については、スポーツ安全保険の対象範囲内のみで補償することを承諾いただくこと。
- （4）会員およびその保護者は、本会の定める注意事項を遵守し、本会内では指導者の指示に従うこと。
- （5）医師から、運動制限または禁止の診断を受けていない健康な者であること。

第6条 〔入会手続〕

- （1）本会に入会を希望する者は、所定の申込み手続きを行い承認を得るとともに、会費等を納入するものとします。
- （2）入会申し込み時の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出るものとします。
- （3）保護者の承諾を得て申し込むものとします。

第7条 〔会費等〕

- （1）会費は月会費とします。 ※金額については、本会のご案内に記載
- （2）会員は、月会費を納入するものとします。
- （3）一度納入した会費はいかなる場合も返還いたしません。

第8条 〔代表者および指導者〕

- （1）本会の代表は、NPO法人ヴィエントとよのの理事長（橋本 謙司）とします。
- （2）本会の講師は、理事長が適性を考慮し複数名選任します。
- （3）本会の会計は、「NPO法人ヴィエントとよの」の会計で管理します。

第9条 〔除名〕

会員が次のいずれかに該当するときは、指導者会の決議を経て除名できるものとします。

- （1）会員が第5条の要件を満たさないとき。
- （2）会員が本会に対して不利益を与えたときや名誉をき損したとき。

本規約は、2016年04月01日より施行いたします。